

■ 算定月変賞与/e-Gov/マイナポータル電子申請

No	問い合わせ内容	回答
1	健康保険組合には対応していますか。	e-AMANOの電子申請はe-Govを利用していますが、e-Gov自体が健康保険組合に対応していない為、e-AMANOとしても未対応となります。(協会けんぽのみの対応となります)マイナポータルへの対応は「算定基礎届」「月額変更届」「賞与支払届」の3申請となります。詳しくはHP機能一覧をご確認ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/feature/
2	国民健康保険組合の電子申請には対応していますか。	個人事業主が主となる国民健康保険組合はe-Govでもマイナポータルでも電子申請できない為e-AMANOでも対応しておりません。
3	対応しているe-Gov電子申請とマイナポータル電子申請の申請状況の種類を教えてください。	<p>■ e-Gov電子申請の申請状況の種類 P.1をご参照ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/electronicapplication/electronicapplication_2.pdf</p> <p>■ マイナポータル電子申請の申請状況の種類 P.6をご参照ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/mynaportal/mynaportal_4.pdf</p> <p>※ステータス名称は行政側の名称となっております</p>
4	e-AMANOは1法人1契約とのことだが、e-AMANO上で複数会社分をまとめてe-Gov電子申請が可能ですか。現状、XGでは法人番号ごとに管理しています。	e-Gov電子申請時に法人番号と電子証明書が必要となります。その為、法人番号が1つであるならば、まとめてe-Gov電子申請が可能ですが、法人番号ごとに管理しているのであれば、e-AMANOも法人番号の数だけ必要となります。
5	今後マイナポータル電子申請やGビズIDにも対応しますか。	マイナポータル電子申請への対応は、健康保険の「算定基礎届」「月額変更届」「賞与支払届」の3申請となります。詳しくはHP機能一覧をご確認ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/feature/ GビズIDは、e-Gov電子申請のみ対応しております。(マイナポータル電子申請のGビズIDには対応しておりません)しかし現状、e-GovアカウントではなくGビズIDをご利用頂くメリットはありません。GビズIDのメリットは電子証明書が不要な事なのですが、行政側の制約で、「健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届」は電子証明書が必須となっております。また、GビズIDをご利用頂くと、e-AMANO上でe-Gov電子申請した状況の自動更新ができません。その為、「健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届」の電子申請をご利用頂く予定が今後もなく、自動更新も不要である場合は、GビズIDのご利用でも問題ありません。
6	e-Gov自体のメニューは立ち上げなくてよいのでしょうか。	e-Gov自体の起動は必要ございません。e-AMANOはe-GovとAPI連携しているため、e-AMANOから直接申請致します。
7	e-Gov直接申請をしていても差戻事由も書いてあることが分からず、問い合わせすることが多いのですが、エラー内容を確認することはできますか。	e-AMANO上でe-Govから返却されたエラー内容を確認する事は可能ですが、エラー内容はe-Govが発行しない内容をそのまま表示しております。
8	e-Govから返却される公文書の受け取りはできますか。	公文書はe-AMANO上で取得可能です。なお、公文書の取得期限はなく、契約中はいつでも取得できます。
9	e-Govから公文書が返却された時、メールのお知らせやTOPページにのお知らせはきますか。	申し訳ありませんが、お知らせ機能はございません。お客様自身で申請状況一覧より内容をご確認頂く必要がございます。
10	各種届出をe-Govに一括申請することはできますか。	資格取得届や資格喪失届などはできません。1人ずつの申請となります。算定基礎届・月額変更届・賞与支払届に関しては、全従業員一括申請になります。

No	問い合わせ内容	回答
11	電子申請を行う際、毎回電子証明書を添付する必要がありますか。	<p>e-AMANOで初回だけ電子証明書の添付の設定をして頂ければ、その後は都度設定せず電子申請を行って頂くことが可能です。</p> <p>なお、電子証明書は電子ファイル形式のみ対応しております。「ICカード形式」の電子証明書には対応しておりません。</p> <p>e-Gov電子申請で動作保証されている電子証明書は、e-Gov電子申請ホームページに記載されている認証局にて発行されたもののみとなりますので、動作保証されている認証局が発行しているファイル形式の電子証明書を取得してください。詳細は下記リンクをご確認ください。</p> <p>https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/certification-authority.html</p> <p>※マイナポータル電子申請の動作確認済み認証局もe-Govの動作確認済み認証局と同様となります。</p>
12	e-Gov電子申請する際、書類を添付することはできますか。	<p>複数のPDFファイル添付が可能です。</p> <p>e-Gov電子申請の確認画面で添付し申請して頂けます。</p>
13	管理者画面でe-Gov電子申請の送信日時を確認できますか。	電子申請メニューの申請状況一覧上で確認可能です。
14	公文書はどのくらい戻ってきますか。	<p>行政側の処理が正常に完了すると返却されます。</p> <p>時期に関しては行政側の処理になるので弊社からは明言できませんが、行政側は紙よりe-Govで申請された届書を優先して処理すると公表しております。</p> <p>なお、算定基礎届など、時期が決まっております混みあう処理は、e-Govでも1～2ヶ月かかる場合があります。</p>
15	複数の事業所を登録し、e-Gov申請する事は可能でしょうか。	<p>複数の事業所を登録することは可能です。</p> <p>但し注意点としましては、e-AMANOでは1契約につき1つの法人番号のみの登録となります。複数法人番号がある場合は別途ご契約が必要となります。</p>
16	社会保険データ等をe-AMANOへ連携し、電子申請対象帳票を作成可能でしょうか。	<p>資格取得届や資格喪失届、被扶養者異動届など、入社や退職、ライフイベントに関わる届書は、e-AMANO側で「入社手続き」や「退職手続き」などの手順を取る事で届書が作成され、e-Gov電子申請できるようになります。(個人毎に申請)</p> <p>その為、「データを取り込んでそのままe-Gov電子申請」の様な事はできません。</p> <p>ただし、算定基礎届、報酬月額変更届、賞与支払届は、給与システムから電子媒体用フォーマットでcsv出力することでe-AMANOに取り込み、e-Gov電子申請が可能です。(複数人一括申請)</p> <p>その他、従業員情報・家族情報の一部はCSVデータで給与システムへ連携することができます。連携項目につきましては下記資料をご確認ください。</p> <p>https://e-amano.jp/jinji/pub/assets/doc/CSVCoordination.pdf</p> <p>また、対応する電子申請対象帳票はホームページに記載しております。</p> <p>https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/feature/index.html#e-gov</p> <p>※算定基礎届、報酬月額変更届、賞与支払届のe-Gov電子申請は一括申請のみとなります。</p>

No	問い合わせ内容	回答
17	ICカード式の電子証明書には対応していますか。	<p>ICカード式の電子証明書には対応しておりません。電子ファイル形式のみ対応しております。e-AMANOのe-Gov電子申請に必要な電子証明書の拡張子は、「*.p12」か「*.pfx」となります。e-Gov電子申請で動作保証されている電子証明書は、e-Gov電子申請ホームページに記載されている認証局にて発行されたもののみとなりますので、動作保証されている認証局が発行しているファイル形式の電子証明書を取得してください。</p> <p>詳細は下記リンクをご確認ください。 https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/certificate/certification-authority.html</p> <p>※マイナポータル電子申請の動作確認済み認証局もe-Govの動作確認済み認証局と同様となります。</p> <p>認証局から発行されたファイル形式の電子証明書は「*.p12」となりますので、こちらを添付して頂きますよう、お願い致します。</p> <p>e-AMANOの電子申請設定で電子証明書を登録して頂ければ、それ以降は不要となります。e-AMANOへのログイン時も不要ですし、以降の全てのe-Gov電子申請でも自動で適用されますので、毎回セットする必要はございません。</p>
18	電子申請をしたところ手続き終了になっていましたが、あるはずの公文書が無しになっています。職安に確認したところ、不備があったので戻したと言われましたが、再申請はどのように行いますか？	<p>通常、e-Govから差し戻されると、そのまま画面上のデータを修正し、「電子申請：再提出」ボタン押下でe-Govへの再申請を行います。e-Govは、差し戻しで処理が終わっていないにも関わらず、ステータスを「完了」で戻してくる事があります。この場合、差し戻された電子申請を修正し、再申請するという事ができません。その為、e-AMANOでは差し戻された電子申請書をコピーして新たな電子申請書を作成し、申請を行います。</p> <p>詳しくは下記マニュアルをご確認ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/electronicapplication/electronicapplication_3.pdf</p>
19	半角/全角は自動で判別するのでしょうか。	<p>例えば、住所であれば、現住所・住民票住所共にe-AMANOの従業員情報には全角でも半角でも登録することが可能です。</p> <p>e-AMANO側でe-Govの取込仕様と異なる文字（半角全角）で登録されている場合は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動で半角又は全角に変換 ・e-Gov電子申請時にエラーで弾かれる <p>上記どちらかに対応しております。</p> <p>尚、e-Gov電子申請は住所は全角、電話番号や外国氏名、スペースは半角のみの対応等項目によって全角半角が異なっております。その場合も自動変換もしくはエラーに対応しております。</p>
20	法定調書の電子申請義務に該当した場合、どのように申請できますか。	e-AMANOの電子申請は社会保険のみとなり、税の電子申請には対応しておりません。
21	既存従業員の契約変更に伴う、社会保険・雇用保険加入の手続き（e-Gov電子申請）方法を教えてください。	<p>既存従業員の方の社会保険・雇用保険の資格取得届を作成して頂くためには、一度入社状況を[入社後]から[入社前]へ変更して頂く必要がございます。その後、従業員招待(入社)を行って頂き、入社手続きをして頂く必要がございます。</p>
22	NXから賞与支払届のデータを出力する際、在籍者人数＝賞与支払人数では無い場合、賞与支払いのある従業員を選択する必要がありますか？ NXの賞与支払届一覧を作成する際は支払い額0の場合、自動的に対象から外しています。	<p>賞与データを[NX→e-AMANO]連携する際、支払額が0円のデータも連携される仕様となっております。</p> <p>理由は、お客様によっては、とりあえず給与システム上から対象者を出力し、e-AMANO上で詳細データを入力したいというご要望に対応した為となります。</p> <p>なお、支払額が0円のデータは、e-AMANO上ではステータスが[未入力]となり、確定ボタンを押下することができません。</p> <p>支払額を入力頂くか、対象従業員データを削除する事で確定できるようになります。</p>

No	問い合わせ内容	回答
23	e-AMANOのマイナンバーを間違えて登録し、e-Gov電子申請をしてしまいました。どうしたら良いのでしょうか。	<p>e-Gov電子申請のマイナンバーが間違えていた事で、年金事務所やハローワークに誤ったマイナンバーが登録される事はありません。 年金事務所やハローワークのマイナンバー処理は以下となります。</p> <p>■年金事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本的に20歳以上の方は基礎年金番号とマイナンバーが紐づいており、年金事務所のシステムには登録済みとなる。 資格取得の場合は氏名や住所、基礎年金番号、マイナンバー等を参照し、一致しない情報があれば申請を受け付けない(返戻にする)。 資格喪失届など資格取得届以外の手続きの場合は、担当者により対応が異なり、そのまま受け付けることもあれば、差し戻されることもある。 <p>■ハローワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> e-Gov電子申請時に、住基ネットにマイナンバーの照会をかける。 もしマイナンバーが間違っていれば、マイナンバー不適合となるが、担当者により対応が異なり、申請は受理するがマイナンバーだけ登録しないこともあれば、差し戻されることもある。 ハローワークにマイナンバーが登録されていないことにより、なにか不都合が起きることはない。 <p>但し、実際には年金事務所やハローワークにより処理が異なる可能性がある為、詳細は管轄の年金事務所やハローワークへご相談ください。</p>
24	TimePro-XGを利用しています。マイナポータル電子申請を利用したいのですが、e-AMANOと連携する為には何をすれば良いのでしょうか。	TimePro-XGをご利用頂いている場合、TimePro-XG側で算定基礎届/月額変更届/賞与支払届のCSVエクスポート設定が必要となります(設定には費用が発生致します)。但し、これまで電子媒体の提出をされていた場合は、既に設定済みの可能性がございます。詳細は弊社担当SEまでお問い合わせください。
25	TimePro-NXを利用しています。マイナポータル電子申請を利用したいのですが、e-AMANOと連携する為には何をすれば良いのでしょうか。	TimePro-NXをご利用頂いている場合、以下のAPI連携設定以外は特にありません。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/05e-amanomanual_employees_1.pdf 算定基礎届/月額変更届/賞与支払届のデータは、ボタン押下でe-AMANOへ連携されます。
26	健康保険組合に加盟しています。先に年金事務所やハローワークへe-Gov電子申請を行い、その後マイナポータル電子申請を行おうと考えていますが、可能でしょうか。	可能です。 マイナポータル電子申請に必要な情報が不足した状態でも、e-Gov電子申請に必要な情報が揃っていれば、e-Gov電子申請は可能です。 逆に、e-Gov電子申請に必要な情報が不足した状態でも、マイナポータル電子申請に必要な情報が揃っていれば、マイナポータル電子申請は可能です。
27	算定基礎届・月額変更届・賞与支払届を行おうとしていますが、一覧画面上に「健保組合CSV」ボタンが表示されません。	画面上部右側のログイン者名をクリックし、組織設定を選択後、「事業所情報」を選択してください。対象の事業所を開き、「健康保険組合加入有無」欄が「有」になっているか、ご確認ください。「健保組合CSV」ボタンはこの設定が「有」の場合に表示されます。
28	CSVインポート、もしくはTimePro-NXからのAPI連携を行いました。データが間違っていました。e-AMANO上で修正できるのでしょうか。	e-AMANO上で修正する事が可能です。 但し、基本的には給与システム側でデータを修正し、再度CSV連携してください。 e-AMANO上で修正すると給与システム側とデータの差異ができる為、推奨しておりません。
29	CSVインポート、もしくはTimePro-NXからのAPI連携を行いました。データが間違っていました。e-AMANOへは何度でも連携できるのでしょうか。	何度でも連携して頂く事が可能です。 その場合、e-AMANO上のデータは上書き更新されます。

No	問い合わせ内容	回答
30	マイナポータル電子申請設定で、電子証明書が添付できません。	マイナポータル電子申請設定で一度登録を行い、確認画面を表示してください。その状態で電子証明書を添付できます。マイナポータル電子申請設定の電子証明書を添付できるのは2021/07/01以降となりますので、それより前の場合、2021/07/01までお待ち頂くようお願い致します。 なお、マイナポータル側の仕様で、メールアドレスと電話番号は、一度登録すると、修正ができません。また、e-AMANO上の設定自体も削除ができませんので登録前に入力内容に間違いがないかご確認の上、ご登録ください。
31	CSVファイルをインポートする場合のフォーマットを教えてください。	下記URLの届書作成仕様書(年金事務所・健康保険組合または厚生年金基金への提出用)に記載のフォーマットとなります。 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/program/download.files/specs1201.pdf
32	電子証明書は、e-Gov電子申請とマイナポータル電子申請で同じものを利用できるのでしょうか。	同じ電子証明書をご利用頂けます。
33	e-AMANO上の従業員ロール設定で、e-Gov電子申請とマイナポータル電子申請の権限を分けることはできますか。	申し訳ありませんが、e-Gov電子申請とマイナポータル電子申請の権限は同じとなり、分ける事はできません。
34	マイナポータル電子申請ができる届書は何ですか。	マイナポータル電子申請に対応しているのは、以下の3つの届書となります。 ・健康保険の算定基礎届 ・健康保険の月額変更届 ・健康保険の賞与支払届
35	健康保険組合に加入しています。マイナポータル電子申請だけ行えば、電子申請義務化に対応した事になりますか。	e-AMANOのマイナポータル電子申請で対応しているのは、義務化対象のうち、以下の3つの届書のみとなります。 ・健康保険の算定基礎届 ・健康保険の月額変更届 ・健康保険の賞与支払届 例えば、厚生年金の算定基礎届や月額変更届、賞与支払届など、もしくは雇用保険の資格取得届や育児休業給付支給申請、労働保険年度更新などはe-Gov電子申請して頂く必要があります。
36	GビズIDには対応していますか。	2023/05/23よりGビズIDにも対応しております。 しかし現状、e-GovアカウントではなくGビズIDをご利用頂くメリットはありません。GビズIDのメリットは電子証明書が不要な事なのですが、行政側の制約で、「健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届」は電子証明書が必須となっております。また、GビズIDをご利用頂くと、e-AMANO上でe-Gov電子申請した状況の自動更新ができません。その為、「健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届」の電子申請をご利用頂く予定が今後もなく、自動更新も不要である場合は、GビズIDのご利用でも問題ありません。
37	個人事業主ですが、マイナポータル電子申請は可能ですか。	申し訳ありません、マイナポータル側の仕様で、個人事業主はマイナポータル電子申請を行えません。
38	マイナポータル電子申請を行ったところ、健康保険組合から住所が切れているとの連絡が来ました。	住所の情報は事業所情報をのデータを使用しますが、長い場合、マイナポータル側の仕様で途中で切れて申請されます。 その為、健康保険組合へはマイナポータル側の仕様である旨、ご回答ください。
39	電子申請を行ったところ、備考欄に「メモ添付」と出ており、備考欄に入力した内容が確認できないとの連絡が来ました。	これは「備考欄に文字を記載した場合はそれをPDF化してファイル添付し、備考欄には"メモ添付"と記載する」という電子申請の仕様となります。 その為、申請データにPDFファイルが添付されております旨、ご回答ください。

No	問い合わせ内容	回答
40	電子申請後に、行政側から申請内容に対する問い合わせが来る場合、どこに連絡が来るのでしょうか。	電子申請には「会社情報」「事業所情報」「電子申請設定」の情報がそれぞれ含まれます。(申請書により含まれる情報は異なります)どの情報(連絡先)を見てご連絡頂くかは、行政側のご担当者様次第となります。
41	算定基礎届や賞与支払届で総括表の入力欄がありません。	総括表は令和3年度より廃止された為、提出が不要となりました。
42	算定基礎届／賞与支払届のマイナポータル電子申請を行ったところ、総括表を追加で添付し再申請をするようにと返戻になってしまいました。総括表は廃止になったのではないのでしょうか。どの様に対応すれば良いのでしょうか。	総括表は廃止されております。しかし、一部の健康保険組合では、事務処理を行う上で今まで通りの形で書類が欲しい為、添付を要請するケースがあるようです。その場合、お手数ですが、PDF化した総括表を電子申請画面上でファイル添付し、再申請をお願いいたします。
43	算定基礎届、月額変更届、賞与支払届では、e-AMANOに登録されているマイナンバーが使用されるのでしょうか。	e-AMANOに登録済みのマイナンバーが使用されます。算定基礎届、月額変更届、賞与支払届の「個人番号」欄に出力されるデータの優先順位は以下となります。 ①e-AMANOに登録されているマイナンバー ②CSVファイルに登録されている基礎年金番号 CSVファイルにマイナンバーを登録していても使用されません。(算定基礎届、月額変更届、賞与支払届の処理はe-AMANOのマイナンバー権限がなくても操作できる為)
44	複数会社を管理しているのですが、社会保険(健康保険/厚生年金)は1つの会社名でグループ全体で加入しており、雇用保険はグループ会社毎に加入しています。この場合のe-AMANOの契約はどなるのでしょうか。	行政へ電子申請して頂く際は、法人番号が必要となります。e-AMANOは複数法人対応されていない為、お客様の会社分、e-AMANOをご契約頂く必要がございます。(グループ会社でも別法人となります) 法人番号自体は社会保険と労働保険でしか使用しませんが、雇用保険系も資格取得届などでは事業所情報だけでなく会社情報が必要となりますので、会社毎のご契約が必要となります。
45	マイナポータル電子申請を行ったところ、入力に間違いがある事に気づきました。再申請したいのですが、どの様に行えば良いのでしょうか。	マイナポータル側の仕様で、申請内容に間違いがあっても再申請する事ができません。その場合、[マイナポータル電子申請]-[申請状況一覧]で対象の届書の[詳細]ボタンを押下し、画面下部の[再申請]ボタンを押下する事で、既存の申請書をコピーした、新たな電子申請の下書きデータを作成します。(申請状況が終了のものに限ります)その新たな電子申請データを基に、エラー箇所を修正し、[電子申請]ボタンを押下することで、マイナポータル電子申請をしてください。 なお、その際にCSVファイルを再インポートしたり、対象従業員の追加削除はできません。CSVファイルの再インポートや、対象従業員の追加削除を行う場合は、大変お手数ですが、申請枠を一度削除し、再度手続きを行って頂く必要があります。 詳細は下記をご確認ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-aman/pdf/manual/electronicapplication/electronicapplication_5.pdf

No	問い合わせ内容	回答
46	<p>事業所により提出する健康保険組合が 違う場合の運用は可能でしょうか。 例 A社 東京 A健保組合 A社 大阪 B健保組合</p>	<p>e-AMANOの事業所設定で指定可能な健康保険組合は1つとなります。 その為、提出先の健康保険組合が2ヶ所ある場合、事業所も2つ登録して頂く必要がございます。 管理者画面(青)→右上ログイン者の▼→組織設定→事業所情報 健康保険組合毎に事業所情報を登録してください。</p> <p><<事業所の設定>> ・A社 東京 →健康保険組合はA健保組合を設定して頂く ・A社 大阪 →健康保険組合はB健保組合を設定して頂く</p> <p>また、健康保険組合への提出時(算定・月変・賞与の処理時)は、 事業所毎の手続きを作成して頂き、それぞれで申請して頂く流れとなります。</p>
47	<p>e-Gov電子申請で電子証明書の有効期限が 切れました。 もしくは、会社の代表者が変更になったため、 電子証明書を再取得しました。 設定変更はどのようにしたら良いでしょうか。</p>	<p>下記手順で更新を行ってください。</p> <p>(1) メニュー[e-Gov電子申請]-[電子申請設定]画面で対象の電子申請設定の [詳細]ボタンを押下します。 (2) 一番下へスクロールし、[電子証明書]欄を更新します。 [更新]ボタン：電子証明書が既に期限切れの場合、こちらのボタンを押下してください。 [変更]ボタン：電子証明書が期限切れではない場合、こちらのボタンを押下してください。</p> <p>※ どちらのボタンでも、e-Govへ申請中の届書があっても問題ありません。 (戻ってこないようなことはありません) ※ 申請者等の情報が変わる場合は、[変更]ボタンを押下してください。 ※ メニュー[e-Gov電子申請]-[電子申請設定]画面で[新規登録]ボタンは 押下しないでください。 電子申請設定自体を新規作成して切り換えると、利用者IDが変わる為、 e-Govへ申請中の届書が受け取れなくなります。 基本的にe-Govでは、事業所毎に申請者や連絡先などの設定を 分けたい場合などを除き、電子申請設定を2つ以上作成する必要はありません。</p>
48	<p>マイナポータル電子申請で電子証明書の有効期 限が 切れました。 もしくは、会社の代表者が変更になったため、 電子証明書を再取得しました。 設定変更はどのようにしたら良いでしょうか。</p>	<p>マイナポータルの仕様上、電子証明書の有効期限が切れた場合を含め、設定上の電子証明書を 更新する事ができません。 電子証明書を更新する場合、e-AMANO上で新規にマイナポータル電子申請設定を追加し、 そちらに新しい電子証明書を添付頂く必要があります。</p> <p><<更新手順>> (1) 未完了のマイナポータル電子申請がない事を確認します。 e-AMANOのメニュー[マイナポータル電子申請]-[申請状況一覧]画面を開き、 <u>全ての手続きが終了になっていること</u>を確認してください。</p> <p>終了になっていない手続きは(未送信であっても)マイナポータルからの結果を取得できませんので、 対象の手続きの申請枠を削除し、再度申請枠の作成から始めてください。</p> <p>(2) メニュー[マイナポータル電子申請]-[電子申請設定]を開き、[新規登録]ボタンを押下して 新規の設定を追加します。 (3) ログイン者氏名-[組織設定]-[事業所情報]-対象の事業所の[編集]ボタンを押下し、 [マイナポータル電子申請設定]を変更します。</p> <p><<注意>> マイナポータル電子申請中(行政側及び健康保険組合側が処理中)に電子証明書の 有効期限が切れると、結果を取得する事ができなくなります。 必ず、有効期限が切れる2週間前までに上記の更新処理を行ってください。</p> <p>詳細は下記URLのP.8～9をご参照ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/mynaportal/mynaportal_2.pdf</p>

No	問い合わせ内容	回答
49	<p>算定基礎届、月額変更届、賞与支払届を電子申請したら、差戻しとなりました。どのように対応すれば良いでしょうか。</p>	<p>(a)e-Gov電子申請の場合</p> <p>e-Gov電子申請を行うと、最初にe-Govシステムによる自動チェックを行い、不備があると差し戻されます。その際、[エラー]欄にエラー内容を記載したファイルが添付され、ステータスは[未送信]の状態に戻ります。</p> <p>メニュー[e-Gov電子申請]の[申請状況一覧]画面で、対象の届出の[詳細]ボタンを押下後、該当箇所の[編集]ボタンを押下し、指摘箇所を修正してください。</p> <p>その後、[電子申請]ボタンを押下して、再申請してください。</p> <p>※ この手順の場合、修正内容がPDFには反映されません。</p> <p>システムによる自動チェックを通過しますと、年金事務所のご担当者による確認が行われます。ここで不備があると差し戻されますが、この状態で差し戻された場合は、そのまま修正して再申請する事ができません。</p> <p>その場合、以下のどちらかでご対応願います。</p> <p>(1)差し戻された届出を取下げ申請し、その届出をコピーして、再申請してください。 詳細は、下記URLのP.5[(4) 差戻し時の再申請 (a) 労働保険年度更新を除く、すべての届出]をご参照ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/electronicapplication/electronicapplication_2.pdf ※ この手順の場合、修正内容がPDFには反映されません。</p> <p>(2)対象の手続きの申請枠を削除し、再度申請枠の作成から行い、改めて申請してください。 申請枠の削除手順は、下記URLのP.2-3[■ 被保険者報酬月額算定基礎届の申請枠を削除する場合]をご参照ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/electronicapplication_2/electronicapplication2_1.pdf ※ この手順の場合、修正内容がPDFには反映されます。 ※ この手順が可能なのは、「算定基礎届(定時決定)」「月額変更届(随時改定)」「賞与支払届」「労働保険年度更新」の4申請のみとなります。 他の社会保険系、雇用保険系の届出では、方法(1)の対応しかできません。</p> <p>(b)マイナポータル電子申請の場合</p> <p>下記のどちらの方法で再申請を行ってください。</p> <p>(1)電子申請データを直接修正し申請 メニュー[マイナポータル電子申請]の[申請状況一覧]画面で、対象の届出の[詳細]ボタンを押下後、該当箇所の[編集]ボタンを押下し、指摘箇所を修正してください。 その後、[電子申請]ボタンを押下して、再申請してください。 ※ この手順の場合、修正内容がPDFには反映されません。</p> <p>(2)対象の手続きの申請枠を削除し、再度申請枠の作成から行い、改めて申請してください。 申請枠の削除手順は、下記URLのP.2-3 [■ 被保険者報酬月額算定基礎届の申請枠を削除する場合]をご参照ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/electronicapplication_2/electronicapplication2_1.pdf ※ この手順の場合、修正内容がPDFには反映されます。</p> <p><<補足>></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請の詳細画面の右上にある[最新のデータに更新]ボタンを押下すると、手続き上のデータを電子申請データへ反映しますが、行政へ申請済みの場合、その申請内容は変更されません。 その為、このボタンが有効なのは、「申請前」と、「差戻し中」(e-Govやマイナポータルから差し戻されて再申請していない状態)のみとなります。 年金事務所やハローワークの担当者によっては、差戻し時に(処理が完了していないのに)ステータスを「手続終了」で返却される場合があります。 この状態では、再申請ができません。その場合は、下記URLの操作を行ってください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-amano/pdf/manual/electronicapplication/electronicapplication_3.pdf

No	問い合わせ内容	回答
50	e-Gov電子申請時にファイル添付しようとすると、エラーメッセージ「添付ファイルのファイル名のサイズが108バイトを超過しています」が出力されました。添付可能なPDFファイルの名称の長さは何文字でしようか。	<p>e-Gov側の仕様で、ファイル名は「UTF-8換算で108バイト」となっております。この「UTF-8換算」ですが、半角文字の場合は1文字=1バイト換算なので、ファイル名に104文字使用できるのですが(.pdf で4文字使用)全角文字の場合は、34文字以下しか使えません。 (基本的に1文字=3バイト換算なのですが、一部の漢字が1文字=4バイト換算されます)</p> <p><<例>> 123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234.pdf →OK</p> <p>1234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890123456789012345678901234567890123456789012345.pdf →NG</p> <p>あいうえおかきくけこさしすせそたちつとにぬねのはひふへほまみむめ.pdf →OK</p> <p>あいうえおかきくけこさしすせそたちつとにぬねのはひふへほまみむめも.pdf →NG</p> <p>その為、半角文字+全角文字が混在すると、名称により添付可能なファイル名称の文字数が変わってきます。 申請時にファイル名称エラーが発生する場合は、ファイル名称を短縮して頂き、添付して頂けますでしょうか。</p>
51	e-Gov電子申請を行いステータスが「手続終了」になりましたが、公文書が添付されていません。	<p>1時間以上経過してから再度確認してください。 確認するタイミングによっては「手続終了」でもファイルがまだ添付されていない場合があります。</p> <p>また、一部の届出の電子申請データには「通知書希望形式」という設定があります。 (e-AMANOメニュー[e-Gov電子申請]-[申請状況一覧]で対象の届出の[詳細]ボタンを押し下した確認画面で変更できます) これが「紙の通知書を希望する」となっていないか、ご確認ください。 初期値は「紙の通知書を希望しない」となっているのですが、これを「紙の通知書を希望する」に変更してe-Gov電子申請しますと、公文書は別途郵送され、e-AMANO上では取得できません。</p>
52	間違ってe-Gov電子申請を行い、受理されてしまいました。どの様に対応すれば良いでしょうか。	<p>ご担当の年金事務所やハローワークへ対応方法をお問い合わせください。 担当者により対応方法は異なりますが、以下の対応を行う事が多い傾向にあります。</p> <p>対象の届書を紙で印刷し、タイトルの下に赤字で「取り消し届」と記載し、間違った箇所を赤字で修正し、別途提出する。</p>
53	入社手続きを申請した際に、以下のメッセージが出力されました。 エラーが発生致しました X X X Xさんのデータに不備がありますので、削除してもう一度承認して下さい 入社手続きの中で、扶養親族の情報は入力していません。	<p>e-AMANOメニュー[共通設定]-雇用形態設定]で、対象者の雇用形態の[扶養関連フォーム]が"無し"となっていないでしょうか。"無し"となっている場合は、"有り"へ変更してください。</p> <p>e-AMANOへ配偶者や扶養親族が登録されており、扶養関連フォームが"無し"の状態に入社手続きを行いますと、このエラーが発生する場合があります。(扶養控除申告書等を作成する為に必要な情報が不足している為)</p>

No	問い合わせ内容	回答
54	e-Gov電子申請をすると、エラーメッセージ「利用者認証でエラーが発生しました」や「アクセス許可できません。再度、利用者認証を行ってください。」が発生しました。原因は何でしょうか。	<p>可能性としては、3つ考えられます。</p> <p>(1)電子証明書の有効期限が切れている 署名した電子証明書の有効期限が切れていないか、ご確認ください。 有効期限が切れている場合は、電子証明書の再取得、及びe-AMANOへの再登録をお願いします。 再登録の手順は下記をご確認ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-aman/pdf/manual/electronicapplication/electronicapplication_1.pdf</p> <p>(2)電子証明書が失効している 電子証明書が有効期限内であっても、電子証明書に記録された情報(社名や住所、代表者情報など)の変更に關する登記がされた場合、電子証明書は失効します。 電子証明書の再取得、及びe-AMANOへの再登録をお願いします。 再登録の手順は下記をご確認ください。 https://www.tis.amano.co.jp/e-aman/pdf/manual/electronicapplication/electronicapplication_1.pdf</p> <p>(3)e-Gov側で電子証明書の認証登録が完了していない 電子証明書の取得直後は、e-Govでの認証登録が完了していません。 電子証明書の取得後、2日～3日ほど日にちをおいてから、再度e-Gov電子申請してみてください。</p>
55	e-Gov電子申請をすると、「連絡先情報の郵便番号に対応する住所が存在しません。」エラーで返却されました。入力している郵便番号は事業所用郵便番号ですが、間違っていない。何が問題なのでしょう。	<p>該当の郵便番号は、下記URLの郵便局の事業所用郵便番号検索で出力できるかを確認してください。 https://www.post.japanpost.jp/zipcode/business/index.html</p> <p>事業所用郵便番号を登録時、お客様がインターネットへの掲載を希望されなかった場合は、郵便局のデータベースに登録されませんので、ご利用頂けません。 その場合、通常の郵便番号を入力してください。</p>
56	昨年度の年末調整の扶養親族入力時、去年度(去年分)は扶養控除対象とし、翌年度(今年分)は扶養控除対象外としました。ただし4月から就職だったため、健康保険の扶養は4月から外れます。すでに扶養から外してあるため、健康保険の扶養異動届を行うにはe-AMANOではどのようにしたらいいのでしょうか。e-Gov電子申請は可能ですか。	<p>年末調整の承認後、e-AMANOの従業員マスターへの反映処理を去年度(去年分)のみ行っていた場合、従業員情報の親族の[税法上の扶養]は[有]となっており、年末調整処理を行った後に翌年度(今年分)の内容でも従業員マスターへの反映処理を行っていた場合、従業員情報の親族の[税法上の扶養]は[無]となっております。 ※[無]になったとしてもe-AMANOのマスター上は残っています。</p> <p>しかし、どちらも社会保険の処理はしておりません。その為、改めて「扶養削除手続き」を実施してください。</p> <p>但し、e-AMANO上で[社会保険の扶養]が[無]となっている場合(例えば年末調整で初めて子を追加した場合など)は、「扶養削除手続き」ができません。その場合、その子に対して[扶養追加手続き]を行い、[社会保険の扶養]を[有]にしたのち、「扶養削除手続き」を行い、e-Gov電子申請を行っていただけます。 ※扶養追加と扶養削除は本来セットで行う処理ですが、今回の場合、扶養追加は別途紙媒体で行っているかと思えます。 扶養追加でも各種書類は作成されますが、あくまでe-AMANOで削除処理を行う為のデータとして作成いただければと思います。</p>
57	住民票の住所と現住所が諸事情により異なる職員がいるのですが、転居(予定)日はいつの日を入力すればよろしいでしょうか。正確に入力なのか、任意の日付の入力でも問題ないでしょうか。	<p>「転居(予定)日」には、その住民票住所への居住開始日を入力いただきますようお願いいたします。但し、こちらの情報は人事担当者への連絡事項にすぎず、実際の処理には使われません。その為、正確な入力には不要となります。</p> <p><<補足>> 「転居(予定)日」は、TimePro-NXで履歴管理をご利用頂いている場合に影響いたします。従業員情報を[e-AMANO→NX]連携時に、「転居(予定)日」を適用開始日として履歴追加し、e-AMANOのデータを反映いたします。 (ライフイベント住所変更手続き上の同項目である「住所変更日」は上記で動作します)</p> <p>年末調整の場合、「年度枠」で設定して頂いた「適用開始日」がNXの履歴追加の日付となります。その為、「転居(予定)日」はメモレベルの用途となっております。</p>

No	問い合わせ内容	回答
58	<p>メニュー[e-Gov電子申請]-[申請状況一覧]の詳細画面上で[電子申請]ボタンを押下した際に、以下のエラーメッセージが表示されます。どうすれば良いのでしょうか。</p> <p>e-Govへの認証エラーにより電子申請が実行できませんでした。お手数をおかけしますが、「e-AMANO」への再ログインをして頂いた後に、「電子申請」していただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>このエラーメッセージが表示された場合、手続き一覧画面上の[申請状況更新]ボタンを押下しても、[申請状況更新日時]列の日付が更新されていないと思います。</p> <p>その場合、ご利用頂いているブラウザのキャッシュに問題がある可能性が高い為、以下を試していただけますでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①e-AMANOへ再ログインする ②ご利用のブラウザを一度閉じ、再度起動してからe-AMANOへログインする ③ご利用のブラウザのキャッシュを削除してからe-AMANOへログインする ④ご利用のブラウザを変えてe-AMANOへログインする(Edgeで問題が発生した場合はChromeを、Chromeで問題が発生した場合はEdgeをご利用頂く) <p>上記でも解決しない場合、翌日に再度確認して頂けますでしょうか。 (e-Govサイト側が事前通知なしでメンテナンスされてる場合もあるため)</p>